



# 進路だより

令和5年度 第4号

令和5年12月14日(木)

都立羽村特別支援学校長

外山 裕介

進路指導部

## 就労選択支援（令和7年10月～）※施行日はまだ案

厚生労働省では、障害のある人の企業等での就労可能性の拡大と障害福祉サービスによる就労系通所事業（就労継続支援A型・B型、就労移行支援）の利用者の就労能力の把握を含めて新たなサービスを検討しています。新設を検討しているサービスを「就労選択支援」といいます。新たなサービスを検討している理由として、以下のことが挙げられています。

○就労系通所事業の利用を希望する方の就労能力や適性を客観的に評価し、本人の就労に関する選択に活用する手法等が確立されていないため

○一旦、就労継続支援A型やB型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。

（R5.11.5 就労選択支援に係る報酬・基準について）より一部要約

卒業生の中には、就労継続B型を卒業時に利用を始めて、心身ともに充実してきたら障害者雇用による就職をしている方もいます。ただ一般的に、B型から就職する方は非常に少ないです。長く安定して就労B型を利用している方も含めて、こうした就労選択支援のサービスを利用して、就職の可能性を見出されていくことがこの制度で期待されていることかもしれません。また、どんな事業者が就労選択支援のサービスを行うのかなどは決まっていないようですが、制度が始まった際に卒業して就労系サービスを利用している方は、新たな制度に出会うこともあることを知っておくと良いでしょう。

また、在学中の生徒に対してもこの就労選択支援の仕組みを行っていくイメージがあるようです。高1または高2の時点で、学校のインターンシップや現場実習を通じて行うことなども検討されているようです。

新たなことが始まる際には、右往左往してしまうこともあります。ただ、指定特定相談支援事業所（相談支援専門員といって様々な障害福祉サービスをプランニングする方）と契約し、障害福祉サービスを利用できるように準備しておくことなども必要になってくると思います。現在は、放課後等デイサービスや移動支援など18歳未満の児童期にその利用を必要としないご家庭の場合は高1高2の時点で、指定特定相談支援事業所と契約していないご家庭も多くあります。制度の内容がさらに分かってきた際に、また進路だよりでお伝えしていきます。



## 高等部1年生 インターンシップ

職場見学を経て、10月後半からインターンシップが始まっています。職場見学で働く現場を見てきた生徒たちは、「自分にもできそう」と期待感を感じていることや、「まだ少し不安です」とそれぞれが素直な気持ちを教えてくれました。実際の体験を通して、与えられた活動や仕事を、学校とは違った環境や知らない大人の人たちの中で、どれだけ頑張れるか。どんなことができて、どんなことが課題だったのか。初めての経験から自分を知る良い機会となっているようです。この体験を卒業後の自分のイメージ作りの一助としていてほしいと思います。

また、日々の学校生活を通して生活習慣を整えることや働く体力をつけること、家での手伝いをする事などで「働く意識」を高めていきましょう。

## 高等部2年生

### インターンシップ・現場実習



9月から2学期の現場実習が始まり、4か月。この4か月の実習期間を振り返ると、達成感という言葉が浮かびました。実習中は、初めて会う人、初めて行う作業や活動、初めて乗る電車（満員）など、不安と緊張でいっぱいです。そのような状況を乗り越え、それぞれの場所で決められた期間の実習を苦勞してやり遂げた時の達成感は、格別なものだったと思います。実習後、気持ちが高揚した生徒の表情や言葉から、現場実習が生徒をどれだけ成長させるものなのかを改めて実感しました。実習先の方々からは、「ありがとう」や「〇〇さんのおかげでたすかったよ」、「〇〇ができるともっとよくなりますね」、「またぜひ来てくださいね」といった肯定的な言葉をたくさんいただいています。こういった言葉をいただけるのは、生徒一人一人が自分のもっている力をしっかりと発揮したからだと思います。

これまでの実習経験から、自分ができて会社や事業所にも求められることや誰かの役にたつことを知りました。また、それと同時に自分の得意なことや苦手なことが、明確に分かるようになってきました。

今後も、自分には何が向いているのか、どんな仕事だったら長く続けられるか、どんなところなら自分らしくいられるかなど、ぼんやりとしているものをはっきりさせ、一人一人に合った進路選択につながるようにサポートしていきます。

引き続き、御協力よろしくお願ひいたします。

## 訪問看護という選択肢

「看護」と聞くとナイチンゲールを思い浮かべる人もおられると思います。ナイチンゲールは19世紀にクリミア戦争へ従軍した看護師で「衛生状態」の大切さを看護医療へもたらした功績者です。看護は病院や野戦病院で行われたのでした。

さて、現在とこれからの看護はご家庭へ訪問する訪問看護が主流となっていくのでしょうか。介護保険による訪問看護はケアマネジャーの作成するケアプランに基づいて行われていますが、この介護保険による訪問看護は第一次ベビーブーム世代が75歳以上になる2025年以降にその役割が増えていくと思われます。また、医療的ケアの必要な子どもや大人への訪問看護の必要性や、精神科領域への訪問看護の必要性も増えていくように思います。

今年、青梅市では2つの訪問看護ステーションの開設の報に触れました。地域の中でのケアの視点を持ってスタートされた訪問看護ステーションは、21世紀のナイチンゲールとして「看護」をまた新たな領域へ高めるのではないのでしょうか。

### 【日本の訪問看護の歴史】

- 1920頃 チフスやコレラの感染症による隔離先へ訪問  
(慈善看護婦会)
- 1982年 老人保健法の改正  
病院退院者への訪問看護に初めて医療保険適用
- 1986年 精神科の訪問看護へ医療保険適用
- 1988年 がん・難病等の在宅療養者へ対象を広げて保険適用
- 2000年 介護保険法による介護保険制度開始  
その後訪問看護ステーションが各地に広がる  
(日本訪問看護財団資料より)

#### 訪問看護ステーションゆらり

住所：青梅市駒木町 1-800  
TEL：0428-84-0565  
訪問エリア：西多摩全域

ホームページ  
へのQRコード



#### かすがい訪問看護リハビリステーション

住所：青梅市東青梅 3-12-7  
TEL：0428-78-4610  
訪問エリア：青梅市・羽村市・瑞穂町  
福生市の一部

ホームページ  
へのQRコード



## 保護者の方からよくあるご質問（一部去年のものを再掲）

①子どもは知的障害の程度では愛の手帳3度なのですが、高等部卒業段階で「障害者雇用による企業就労」を目指していくべきでしょうか？それとも福祉事業所のうちA型・B型などでしょうか？



障害の程度だけで進路は決まりません。むしろ愛の手帳4度の生徒であっても、人との間でのコミュニケーションに難しさや辛さのある生徒の場合は福祉事業所を選択する場合も多くあります。大切なことは、本人が学校の授業や作業学習、インターンシップのような就業体験を通じて、A型やB型、企業就労などのちがいがわかり、進みたい進路を自ら決めていく過程です。また知的障害の重度の生徒の場合は、保護者や教員がその生徒のやりたいことや好きなこと・できることを把握し、インターンシップの場で表情や態度からその気持ちを汲み取ることが大切です。

②子どもは大人になっても働きたくないと言っています。どうしたら良いですか？



私たちも働かずに生きていけたらと思うことがありますね。ただ、生活の糧を得るためだけが働くことではなく、「今日もお客様に喜んでいただけた！」「勤務中に楽しいことがあった！」「上司や同僚のために役立つことができた！」・・・などと働く中での喜びに出会うことが私たちにとって**働き続ける動機**となっています。もし、親御さんが働いているのであれば、働いていて良かったことを子どもに聞かせてあげたり、生き活きとしている姿を見せてあげたりするときっと働きたい人になります。

また、コミュニケーションが不安、環境が不安などが理由で働きたくない場合はこれらの課題に取り組んだり、または環境を調整するなどの対応を考えていきます。

③「正社員」として採用される会社をお願いします！



大卒者の2割が非正規雇用といわれる昨今。企業は、最低賃金の上昇と社会保険料の負担、物価高の中でいかに人件費を管理して利益を出すかが非常にシビアになってきています。おそらく、学校の教員が40代で退職し、企業へ再就職する際に「正社員」としての採用はないでしょう。一方で、パートやアルバイトの働き手自体を確保するのも非常に難しくなっています。大手の外食産業では、髪型や髪色の自由などを打ち出し、若い方の働き手確保に躍起になっていきます。

さて、ほとんどの企業で入社3か月～6か月は試用期間として設定しています。その後定期的な契約を更新する仕組みで、5年経過時には本人の申し出によって「無期雇用」へ転換するルールが定められています。製造業などの中小企業では、高度な製造作業を任せられる障害のある方にも正社員として雇用する場合があります。ただ、求められることは工業高校卒の方々と同様になります。

「できること」と「求められること」の間に差が生じることが長く働くことのできない理由になっていくことを考えることも大切と思っています。

④福祉事業所（生活介護や就労継続支援 B 型）は利用定員がありますが、インターンシップや現場実習で体験はしたけど、卒業時に利用者になれないことはありますか？



定員がいっぱいの場合、利用したくても利用できません。（卒業時の進路先にはなりません）  
私たち進路担当は、お子さんが高等部3年生になる春4月に各福祉事業所が次年度の春（つまりお子さんが卒業するとき）に何名利用者を想定しているかを確認します。この数をふまえて、高3で実習していくところ（すなわち進路先としたいところ）をご家庭と相談しながらすすめていきます。高3で実習を受け入れる福祉事業所としては、「高3」であることから卒業後の利用希望者であると想定して実習時の評価をさせていただきます。  
今は契約の時代になりました。契約ということは、利用先を変更できるということですので本人さえ良ければ数年で違う事業所へ移っても良いということです。そうした少し長いスケジュールの見通しも持つと卒業時の進路決定に対して少し気持ちが楽になりますし、お子さんのプレッシャーも低減するかもしれません。

⑤何歳からグループホームなどの暮らしを考えれば良いですか？



障害福祉サービスのグループホーム（以下 GH）は、正式には「共同生活援助」と呼ばれ、18歳から利用することができる福祉サービスの一つです。世話人や生活支援員といった職員が食事や生活上の相談、食事や入浴などの支援を行います。  
18歳の高等部卒業と同時に障害者雇用で就職したり、通所福祉サービスを利用したりします。そのタイミングで GH 利用することもあります。しかし、「働き始め」と「暮らし始め」を同時期にすると非常に緊張感のある新生活スタートとなり難しくなることもあります。そのため、職場になれてから時期をみて GH へ暮らしを移行したり、20歳の障害年金受給の時期を迎えてからにすることもあるようです。  
いずれにしても、親と離れて暮らすこと、生活環境を変えるということは大きな出来事ですので、30歳、40歳と年を重ねるほど環境の変化への対応が難しい場合もあります。かといって、急ぎすぎてもいけません。いまの学齢期から定期的に「短期入所（ショートステイ）」を利用するなどしながら親子双方が心の準備をしていくことも大切です。

【世の中の変化】

テレビ東京の番組で「N 高等学校」の生徒が現在全国1位で2万5千人もいるというのを観ました。通信制高校として、動画配信によって学んだり、特色のあるプログラムが人気です。おそらく知的障害はないが発達特性の強い生徒も多いのではないのでしょうか。一方で知的障害のある方にも、さらなる学びの場として障害福祉サービスを利用する形式の「ゆたかカレッジ」や「翔和学園」など新しい取り組みも出てきています。学びの場も変化してきています。

【次回】

3 / 1 1（月）発行予定  
・高3進路決定状況  
・小中のキャリア教育の内容など